

14 障害者差別解消法と愛媛県障がい者差別解消条例について

(1) 障害者差別解消法とは？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成 28 年 4 月に施行されました。

◆障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

●障がいを理由とする不当な差別的取扱い （例）

障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮（例）

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



(2) 愛媛県障がい者差別解消条例とは？

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（愛媛県障がい者差別解消条例）は、障害者差別解消法をより実効性のあるものにするとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深め、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、障害者差別解消法が施行されるのに合わせて、平成 28 年 4 月に施行されました。



◆概要

本条例は、次の3つの基本理念のもと、

- 全ての障がいのある人が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障がいについての知識及び理解を深めること。
- 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、障がいを理由とする差別をする側とされる側に分けて相手側を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならないこと。

- ① 県、市町、県民等の責務
- ② 相談体制の整備（広域専門相談員の配置等）
- ③ 問題解決の仕組みづくり（愛媛県障がい者差別解消調整委員会の設置等）
- ④ 普及啓発、交流促進、情報・コミュニケーションに対する支援

などが定められています。

～問題解決の仕組み～

